

## Tax Newsflash

中国

デロイト トーマツ税理士法人

2020年6月号

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。  
日本語訳と原文（[中文](#)）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

### 「租税政策に関する調査研究」への積極的な参加による通関効率向上・税負担軽減・コスト削減

中国税関は毎年、年初において、輸出入に関する租税政策の効果を評価し、租税政策に対する業界からの要望を収集している。その上で、マクロ政策制定のための参考事項を意思決定機関に提供するため、年に一度の「租税政策に関する調査研究」を実施している。国による経済政策方針及び業界の発展の方向性に合致する提言は、国務院又は国務院以下の各部・委員会によって採用される。これにより、関連の業界や企業へ直接、経済的利益がもたらされる。輸出入貿易の発展のため、税関は企業に対して、「租税政策に関する調査研究」への積極的な参加・関連分野への提言を推奨している。新型コロナウイルス感染症による経済貿易環境への影響、及び米中貿易摩擦の現状に鑑み、2020年度の「租税政策に関する調査研究」に参加し、企業自身の合理的な要望を積極的に伝えることは、企業にとって重要な事項であると考えられる。

#### 1. 「租税政策に関する調査研究」の概要説明

「租税政策に関する調査研究」は経済政策研究の一種であり、中国政府が関税政策や輸出入監督管理政策を制定し、調整するために有効となる手段の一つである。世界経済環境の変化とチャレンジに対応するため、中国政府は企業に対して「租税政策に関する調査研究」への積極的な参加を通じて、現行の輸出入租税政策の実施過程で存在する問題を反映し、業界の国際競争への参加及び業界の発展に有利な提言を行うことを推奨している。それにより、問題に対する合理的な解決案の模索や、関税率・監督管理措置の調整による経済・産業政策の実施へ貢献することが期待される。企業から受けた提言は一般的に、翌年度の輸出入関税政策の策定時に考慮されるが、特別な提言に対して、当年度の政策調整に反映されることもある。

国務院関税則委員会（以下「税委会」）は、税関輸出入物品課税対象品目及び関税率の制定・調整・発表を担う機構である。国務院以下の各部・委員会（税関総署を含む）によるサポートの下、業務を遂行している。

「租税政策に関する調査研究」の対象は広範にわたる。輸出入企業が「租税政策に関する調査研究」への参加により受ける可能性のある恩恵について、以下のとおり例を挙げて説明する。

	輸出入企業が受ける可能性のある恩恵	事例
輸出入暫定関税率の調整	低い輸出入暫定関税率の適用	2020年1月1日より、半導体テスト・選別用テーピング装置（8422.4000.10）の輸入関税率は8%から5%に調整される。
関税減免政策の調整	関税の減免又はゼロ関税率の適用	深海養殖設備は「国が発展を支援する重点技術装備及び製品の目録」に掲載されたため、2019年1月1日より輸入関税率の減免政策が適用される。
輸出税還付率の調整	高い輸出税還付率の適用	2018年9月15日より、アルミ蒸着紙（4811.5991）の輸出税還付率は0%から13%に調整される。
監督管理適用要件の調整	輸出入監督管理適用要件の免除又は簡素化	2019年1月1日より、ウェーハ計測用X線トポグラフ（9022.1990.20）は中古メカトロニクス製品の輸入禁止規制の適用対象外となる。

税番細目の調整	税番についてよく見受けられる問題の明確化による、企業の税番の正しい運用の確保	2018年1月1日より、通関効率向上と物流コスト低減のため、課税対象品目「玩具」の簡素化（税番の数を12から7に削減）が行われた。
越境 EC 小売輸入商品リストの調整	越境 EC 小売ルートから、より多くの物品の輸入を実現 （一般貿易の場合に求められる初回輸入時の許可証・登録・届出に代わり、より緩和されている「個人使用目的の輸入物品」に対する監督管理方法を適用）	2019年1月1日より、スチームアイマスクは「越境 EC 小売輸入商品リスト」に掲載される。

一方、「租税政策に関する調査研究」により、結果的に一部の物品の輸出入に悪影響が生じる可能性も想定される。その場合、企業は一部の特殊なケースへ対応することにより、その影響の軽減・回避が推奨される。その一例として、2019年1月1日から、電気自動車とプラグインハイブリッド車用のリチウムイオン電池パックに適用される8%の暫定関税率は取り消され、10%の最恵国税率が適用されるようになることが挙げられる。その場合、企業は自身の取扱商品に対する差別化措置の提言により、悪影響の軽減を図るなどの対応策が推奨される。

## 2. 2020年度の「租税政策に関する調査研究」

中国税関は2020年度の「租税政策に関する調査研究」を開始した。税関総署及び各直属税関より、2020年度「租税政策に関する調査研究」の実施及びその参加に関する具体的な要求が公布されている。それによると、2020年度の「租税政策に関する調査研究」で注目すべき内容は以下のとおりである。

- **新型コロナウイルス感染症拡大防止能力及び医療水準の向上・生物製剤業界の発展・医薬企業コストの軽減・国民の医療と健康水準の向上に関する製品**  
国内外において、感染症拡大防止のための物資に対する需要の増加が見込まれる。関連の製品・原材料・生産設備及び部品に適用される関税率や許可証による監督管理規制は、今回の調査研究の重点的な対象の一つになることが予想される。
- **輸出入又は貿易の回復に関する企業への重要な支援**  
一例として、新型コロナウイルス感染症又は米中貿易摩擦から多大な影響を受けた輸出企業への対応策が挙げられる。それらの企業の取扱商品に適用される輸出税還付率の引上げを提言することで、輸出貿易の促進を図るものである。実際に、財政部及び国家税務総局は2020年3月17日、既に1,000余りの品目に適用される輸出税還付率の引上げを発表している。
- **消費アップグレードに関する産業・国民生活福祉と密接に関係する製品・消費促進及び民生改善のための提言**  
中国は2015年6月1日より、日用消費財を対象に数回の関税引下げを実施した。新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に成功した後、マクロ経済の回復のための重要な措置の一つとして、中国は国際輸入博覧会の発展基調を維持することが挙げられる。それにより、国内における購買力の解放に尽力することが予想される。
- **越境 EC 小売輸入商品リストの更なる拡張**  
越境 EC 小売ルートによる物品輸入では、一般貿易で求められる初回登録が不要となる。また、優遇的な輸入関税政策（上限額を超えない場合、関税は免除・増徴税と消費税は法定納税額の70%で減額徴収）を享受できる。現在、越境 EC 小売輸入商品リストには1,413の税番が掲載されている。新型コロナウイルス感染症への対応を背景に、電子商取引は消費の向上に注力している。今回の租税政策に関する調査研究では、越境 EC 小売輸入商品リストにより多くの商品を掲載することが、目標の一つとなっている。
- **ハイテク産業をはじめとする重点産業の発展の促進**  
現在、海外調達に依存しているハイテク産業の重要な設備と部品（例：5G設備の主要パーツの輸入）に対しても、今回の「租税政策に関する調査研究」による恩恵の享受が予想される。
- **省エネ・環境保全産業**  
今回の「租税政策に関する調査研究」において、省エネ・環境保全関連の設備・材料・商品は、重点的な調査対象の一つになることが予想される。その一例として、新エネルギー自動車に関する輸入業者は、関税分類の細目設定の調整や輸入に係る関税率と消費税率の引下げを提言することにより、輸入に係る税負担の軽減への検討が可能となることが挙げられる。
- **資源類商品**  
中国では経済の成長に伴い、戦略的資源（木材資源・水資源など）の需要の持続的な増加が想定される。政策面として、資源類商品に適用される輸入関税率の引下げは、継続的に施策方針の一つになることが予想される。

### 3. 「租税政策に関する調査研究」への参加方法

輸出入企業は「税則改正・調整に関する提言書」と「税則に関する調査研究の報告」の提出を通じて、「租税政策関連の調査研究」に参加することができる。その内、「税則に関する調査研究の報告」を作成する際には、以下 4 つの内容を記載する必要がある。

- 対象物品に関する詳細
- 調査研究の背景
- 現行政策における重要な問題点
- 現行政策の改正に関する提言

上述の申請資料には標準的な書式があり、必要な文字数は多くない。提言の報告書の採用に際して重視される事項は、申請対象となる事項の正確・簡潔な表現及び審査機関に理解を得やすい方法による描写である。また「租税政策に関する調査研究」に参加する企業は、自身の問題と需要の観点のみならず、業界全体の発展やサプライチェーンの川上・川下との共同発展という観点からも提言を行う必要がある。

「税則改正・調整に関する提言書」と「税則に関する調査研究の報告」は、輸出入業者の登録住所の直属の税関に提出できる。また、企業は対象物品の管轄を統括する税関総署税収徴収管理局、その他の審査機関（例：国家発展改革委員会・商務部など）、及び業界協会に関連の提言を行うことができる。

### 4. 「租税政策に関する調査研究」への参加時期

2020 年度の「租税政策に関する調査研究」に参加する意向のある企業は、各直属税関より公布されたスケジュール表に基づき、関連の提言と報告を提出する必要がある。通常、関連の提言・報告は 3～4 月に提出が行われる。

通常「租税政策に関する調査研究」は 1 年に一度行われ、一般的には以下の 3 段階に分けられる。

段階	内容
1	企業による提言と報告の提出 税関が「租税政策に関する調査研究」を開始した後、企業が関連の提言・報告・関連の証拠資料を税関に提出する。
2	税関による調査研究と審査 税関が調査研究を行い、企業からの申請・報告書に対して審査を行う。
3	税委会による審査 税関による審査を通過した申請が税委会に提出される。税委会が専門家チームを組織して検討と審査を行い、採用承認を行う。

### 5. 「租税政策に関する調査研究」へ効果的に参加するためのアドバイス

企業は以下の重要事項に留意することが推奨される。

- 「租税政策に関する調査研究」における提言は、具体的な物品が対象とされるため、対象物品に適用する税番を確認した上で、その正確性を確保すること
- 企業はサプライチェーンにおける自身の位置付け、及び関連のビジネスアレンジと税務コストの分析・評価を行うこと。また、国のマクロ経済政策と川上・川下業界の状況を踏まえた上で、実行可能な政策調整案を提出すること
- 明確なロジックと十分な根拠に基づき作成された調査研究報告書及びその他必要な申請資料を用意すること。必要に応じて第三者の専門機関に協力を求めること
- 各レベルの税関における対象物品の管轄部署及び審査認可担当部署と積極的に意思疎通を行うこと
- 「租税政策に関する調査研究」の進捗状況に関するフォローアップにより、税則調整に関する提案が最終的に採用されるように取り組むこと

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

デロイト トーマツ 税理士法人  
東京事務所

パートナー 安田 和子 [kazuko.yasuda@tohmatsums.co.jp](mailto:kazuko.yasuda@tohmatsums.co.jp)

デロイト中国 上海事務所

パートナー 板谷 圭一 [kitaya@deloitte.com.cn](mailto:kitaya@deloitte.com.cn)  
シニアマネジャー 川島 智之 [tomkawashima@deloitte.com.cn](mailto:tomkawashima@deloitte.com.cn)

## ニュースレター発行元

デロイト トーマツ 税理士法人  
東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel : 03-6213-3800 (代)

email : [tax.cs@tohmatsums.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatsums.co.jp)

会社概要 : [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス : [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数指します。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001